

## 5. 持続可能な沖縄のための主要施策

### 5.1 持続可能な沖縄のための施策体系

第五期計画における施策体系を図 5.1 に示します。

「本県独自の資源循環の確立」、「持続可能な廃棄物処理体制の確保」、「適正処理の徹底」の3つの基本方針のもと、【地域循環共生圏形成による持続可能な沖縄】に向けた施策を展開します。



図 5.1 持続可能な沖縄のための施策体系

表 5.1 本県独自の資源循環の確立に向けた施策

目標	施策	関連するSDGsの目標
基本方針 1 本県独自の資源循環の確立		
(1)普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成	① ごみ減量化等の推進 ② ワンウェイプラスチックの削減に向けた普及啓発 ③ 環境美化の促進 ④ 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション21等の促進 ⑤ 「おきなワジェンダ 21 県民会議」による普及啓発推進 ⑥ 環境教育の推進 ⑦ グリーン購入の推進	
(2)リサイクルの促進	① 分別収集及び資源化の促進 ② 容器包装リサイクルの促進 ③ 家電リサイクルの促進 ④ 小型家電リサイクルの促進 ⑤ パソコンのリサイクルの促進 ⑥ 食品リサイクルの促進 ・食品リサイクル法の普及啓発 ・食品ロス削減に向けた取り組み ⑦ 建設廃棄物のリサイクルの促進 ⑧ 使用済自動車リサイクルの促進 ⑨ プラスチックごみ対策の推進 ・新たなプラスチックリサイクルの推進 ・農業用廃プラスチック類のリサイクルの促進 ・海へ流出・拡散の防止 ・県民への情報発信 ⑩ バイオマス利活用の促進 ・生ごみや製糖副産物のたい肥化 ・廃棄物エネルギーの利活用 ・下水汚泥のリサイクルの促進 ・家畜排せつ物のリサイクルの促進 ⑪ リサイクルに取り組む事業者への支援 ⑫ リサイクル技術・製品等の開発 ⑬ 再生品の利用拡大	
(3) 観光分野における廃棄物の対策	① 観光産業としての取り組み ② 処理施設の整備推進 ③ 観光客への意識啓発	
(4)経済的手法の導入	① 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 ② ごみ処理の有料化の促進	

表 5.2 持続可能な廃棄物処理体制の確保のための施策

目標	施策	関連する SDGs の目標
基本方針 2 持続可能な廃棄物処理体制の確保		
(1) 一般廃棄物処理体制の確保	① 処理施設の整備推進 ② 処理施設の長寿命化 ③ 廃棄物処理事業コストの把握	
(2) 産業廃棄物処理体制の確保	① 自己完結型の産業廃棄物処理の促進 ② 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 ③ 公共関与最終処分場を活用した廃棄物適正処理の推進	
(3) 離島の廃棄物対策	① 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策 ・地域循環システムを利用したりサイクルの促進 ・離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 ② 適正処理に関する主要施策 ・ごみ処理広域化の推進 ・産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・海岸漂着物対策	
(4) 感染症への対策	① 関連団体との連携強化 ② 在宅医療における感染性廃棄物(注射針等)の分別排出の徹底や安全な収集・処理等の促進 ③ 廃棄物処理に係る基礎情報等の情報交換	
(5) 非常災害時における対応力の強化	① 人材育成 ② 災害廃棄物処理体制の強化	
(6) 広域化・集約化計画	① 焼却施設は、ケース 2 の令和 12 (2030) 年度には、県全体で現状の 25 施設から 16 施設まで広域化。さらに長期な展望となるケース 3 の令和 27 (2045) 年度は、北部及び中部で更なる広域化を進め、12 施設程度に広域化することを目指す。離島については海上輸送の困難性等に配慮しながら広域化を検討 ② 資源ごみ・粗大ごみ処理施設及び最終処分場は、焼却施設の処理体制を考慮しながら、地域特性を踏まえ広域化 ③ し尿処理施設は、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)」に基づき広域化を推進	

表 5.3 適正処理の徹底のための施策

目標	施策	関連する SDGs の目標
基本方針 3 適正処理の徹底		
(1)適正処理の推進	① 産業廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導 ・監視・指導の強化 ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 ② 不法投棄等の防止対策 ・関係団体・期間との連携による不法投棄の防止 ・廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 ③ 優良な認定産業廃棄物処理業者の育成 ④ 産業廃棄物のあわせ処理の推進	
(2)生活排水処理対策(普及啓発活動)	① 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 ② 合併処理浄化槽の普及促進	
(3)特別管理廃棄物対策	① 感染性廃棄物 ② 廃石綿等 ③ 特定有害産業廃棄物 ④ 水銀廃棄物	
(4)P C B 廃棄物処理対策	① 適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表	
(5)ダイオキシン類対策	① 一般廃棄物処理施設の対策 ② 産業廃棄物処理施設の対策	
(6)米軍基地の廃棄物対策	① 連絡体制の構築 ② 情報公開及び立入検査	
(7)海岸漂着物対策	① 海浜地域浄化対策費 ② 海岸保全管理費 ③ 沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業	

## 5.2 本県独自の資源循環の確立

### 5.2.1 普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成

#### (1) ごみ減量化等の推進 [ 環境整備課 ]

県内のごみ減量・リサイクルを広域的に推進していくため、市町村等と連携し、「ごみ減量・リサイクル推進の取り組み」、「3R 推進月間」等を引き続き実施し、県民意識の高揚を図ります。

また、廃棄物の種類や排出・処理状況、その処理に伴う環境負荷、県の計画や施策等について、パンフレットやホームページ等により、積極的に県民や事業者、市町村等に周知します。

さらに、県民、事業者、市町村及び県が、相互に情報提供・交換し、廃棄物に関する課題の認識を全体で共有し、協働して循環型社会への取り組みを確実に進めていくことが重要であることから、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」等による効果的なネットワークを活用し、さらなる連携強化に努めます。

#### (2) ワンウェイプラスチックの削減に向けた普及啓発 [ 環境再生課、環境整備課 ]

現在、海洋汚染防止や資源循環の観点から、プラスチック全体の使用削減が推進されており、そのためにはレジ袋削減に限らず、ワンウェイプラスチック全体の削減など、取り組み内容の見直し及び拡充の検討が必要となっています。

ラジオ等メディア媒体を活用するなどして、ワンウェイプラスチック使用削減に関する普及啓発を実施します。

#### (3) 環境美化の促進 [ 環境整備課 ]

空き缶や吸い殻等ごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、「ちゅら島環境美化条例」(平成 14(2002)年 7 月施行)を県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進するなど、県全域における環境美化運動の気運を盛り上げていきます。

- ①「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」(県、市町村及び民間団体で構成)による全県一斉清掃の定期的な実施、広報啓発や地域に根ざした美化活動の拡大
- ②環境教育・環境学習に対する支援(児童・生徒を対象とした環境美化教材を作成・配布等)
- ③自発的な活動の促進(地域清掃活動についての支援)

#### (4) 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション 21 等の促進 [ 環境再生課 ]

県が一事業者として、積極的に環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、事業者や市町村等に対し、エコアクション 21 や環境負荷低減の取り組みに関する普及啓発等に努めます。

- ①環境保全率先実行計画(第 5 期)に基づくエコオフィス活動等の推進
- ②環境マネジメントシステムによる環境に配慮した取り組みの推進

**(5) 「おきなわアジェンダ 21 県民会議」による普及啓発の推進 [ 環境再生課 ]**

県と「おきなわアジェンダ 21 県民会議」が開催する県民環境フェアや、NPO 活動の促進等、ごみ減量化とリサイクルの推進に向けた県民運動を推進していきます。

**(6) 環境教育の推進 [ 環境再生課、環境整備課 ]**

21 世紀を担う子供たちがごみ問題について正しく理解し、自発的な取り組みや具体的な行動に結びつけてもらうため、学校、教育委員会などと連携して環境教育の充実を図ります。廃棄物問題については、3R の重要性に着目した教材やプログラムの充実を図ります。

さらに、家庭・地域に密着した実践的活動の支援や学校における出前講座の実施等を推進していきます。

また、環境教育の関連事業の実施に当たっては、沖縄県地域環境センターを主体とし、地域で活動しているクリーン指導員、地球温暖化防止活動推進員などの活用を図っていきます。

**(7) グリーン購入の推進 [ 環境再生課 ]**

「沖縄県環境保全率先実行計画」及び「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の全機関における環境配慮型製品の率先購入を推進します。このため、グリーン購入調達方針を作成し、県ホームページで掲載する等、県民へのグリーン購入制度の普及啓発に努めます。

**5.2.2 リサイクルの促進**

**(1) 分別収集及び資源化の促進 [ 環境整備課 ]**

各種リサイクル法に基づき、市町村の分別収集及び資源化が円滑に実施できるよう、県民に対する啓発、市町村に対する分別収集等の先進事例の情報提供や助言を行い、その取り組みを促進します。また、集団回収については現在全国的にその割合が減少傾向にあることから、県として取り組みを推進するためにより詳細な調査と検討を実施します。

**(2) 容器包装リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]**

沖縄県分別収集促進計画に基づく市町村による容器包装廃棄物資源化の促進を支援していくとともに、次のような取り組みを進めていくこととします。

- ①再商品化が実施されていない品目については、(公財)日本容器包装リサイクル協会を活用した再商品化を中心に、リサイクルルートの形成を促進していきます。
- ②回収物の純度等が同法人へ委託するための要件を満たせるよう、容器包装廃棄物の分別、圧縮、梱包、保管に要する施設整備を促進します。

**(3) 家電リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]**

家電リサイクル法では、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機のリサイクルを実施するため、消費者による費用負担、小売業者による収集・運搬や製造業者等による再商品化が義務づけられており、同法によるリサイクルが円滑に推進されるよう、引き続き、消費者による費用負担や引き渡しの周知や事業者に対する指導等を行います。

また、指定引取場所が設置されていない離島地域では、沖縄本島までの海上輸送費が嵩み、地域住民の経済的負担となっていることから、(一財)家電製品協会が輸送事業に係る費用を補助する「離島対策事業協力」の各自治体の円滑な活用を促進します。

#### (4) 小型家電リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラ、ゲーム機、携帯電話、パソコン等のリサイクルを促進することを目的としています。リサイクルの促進には、消費者、市町村、小売業者等の関係者が、適切な役割分担の下で協力して取り組むことが必要です。適正なリサイクルが促進されるよう排出方法や分別の収集方法等について周知等を行います。

#### (5) パソコンのリサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

資源有効利用促進法では、メーカー等による使用済パソコンの回収・再資源化(リサイクル)が義務づけられています。リサイクルが円滑に促進されるよう、引き続き、消費者による費用負担や引き渡しの周知等を行います。

#### (6) 食品リサイクルの促進

##### 1) 食品リサイクル法の普及啓発 [ 流通・加工推進課、環境整備課 ]

食品リサイクル法では、数値目標を定め、食品関連事業者(食品の製造・流通・販売・外食等の事業者)に対し、食品廃棄物の発生抑制やリサイクル等の実施を求めています。そのため、県では食品廃棄物のリサイクル等が円滑に促進されるよう、普及啓発等を行います。

##### 2) 食品ロス削減に向けた取り組み [ 消費・くらし安全課、環境整備課 ]

第四期計画策定以降、SDGs の考え方や地域循環共生圏の考え方が広まり、食品ロスについても具体的な対策の必要性が謳われるようになりました。

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元(2019)年法律第 19 号)」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)が公布・施行され、また、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されています。本県では、令和 3(2021)年度に家庭系食品ロス・食品廃棄物組成調査を実施しており、令和 4(2022)年 2 月に「沖縄県食品ロス削減推進計画」を策定しています。上記計画における数値目標の達成に向け、各施策を推進していきます。

## (7) 建設廃棄物のリサイクルの促進 [ 技術・建設業課、施設建築課 ]

建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事において、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び廃木材)の分別解体と資源化が義務づけられています。

関係者へ法令遵守の徹底及び不適正業者への指導・監督、パトロールの強化を図り、公共及び民間工事における建設廃棄物の再資源化(リサイクル)を促進します。また、後述する沖縄県リサイクル資材評価認定制度等により、公共工事での認定資材の積極的な活用を図り、建設廃棄物のリサイクルを促進します。

## (8) 使用済自動車リサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

自動車リサイクル法では、エアバッグ類、フロン類、シュレッダーダストのリサイクル・適正処理が義務づけられています。

県では、(公財)自動車リサイクル促進センター及び(一社)自動車再資源化協力機構と連携して、県民及び関連事業者へ法令遵守の徹底を呼びかけるとともに、関連業者等への立入調査を強化し、適正処理の推進を図ります。

## (9) プラスチックごみ対策の推進

「プラスチックごみ」については、化石系天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる汚染などから、世界的に大きな課題となっています。また、プラスチックごみを焼却することで温室効果ガスの発生にも繋がります。

国では、「プラスチック資源循環戦略」及び「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定するとともに、「プラスチック資源循環促進法」を閣議決定し、「設計・製造段階(プラスチック製品の環境配慮設計等)」、「販売・提供段階(小売・サービス事業者などによる使い捨てプラの使用を合理化等)」、「排出・回収リサイクル段階(あらゆるプラの効率的な回収・リサイクル)」のプラスチックのライフステージごとの取り組みが必要としています。

本県においても、海岸漂着ごみのプラスチックごみ量からもその深刻さを痛感する立場にあり、これまでの3Rの推進や海岸漂着物に関する取り組みをふまえ、「持続可能なプラスチック資源循環の促進」及び「海洋プラスチックごみ対策」を推進します。

### 1) 新たなプラスチックリサイクルの推進 [ 環境整備課 ]

令和3(2021)年に施行されたプラスチック資源循環促進法は、国により、令和4(2022)年の施行に向けた制度設計が進んでいます。

県内市町村は、既に容器包装リサイクル法に基づくリサイクルは普及していますが、新制度の動向を踏まえ、市町村に速やかな情報提供を行います。

### 2) 農業用廃プラスチック類のリサイクルの促進 [ 園芸振興課 ]

関係機関、団体からなる沖縄県農業用廃プラスチック適正処理協議会で市町村段階における処理対策協議会の設置を促し、地域における回収体制の構築や、分別排出の徹底を推



進するとともに、適正処理に関する情報を関係機関等に周知し、適正処理を推進します。  
また、生分解性マルチを普及啓発することで廃プラスチックの削減に取り組みます。

### 3) 海へ流出・拡散の防止 [環境整備課]

離島にかかわらず、本県では多くの市町村で海岸漂着ごみの回収及び処理に苦慮しています。多くは県外から流れついたものですが、県内から海域へプラスチックごみを流出・拡散させないよう、小売事業者や観光事業者と連携し、プラスチック製容器包装使用量の削減や、ポイ捨て行為の禁止、さらに適正処理を推進します。

### 4) 県民への情報発信 [環境整備課]

プラスチックごみの削減やリサイクルに積極的に取り組む市町村や、事業者の取り組み内容を紹介し、身近なプラスチックごみの削減や循環利用の必要性を広く周知することで、県民や事業者の行動につなげます。

## (10) バイオマスの利活用の促進

県内の家畜排せつ物、生ごみ・食品残さ、製糖副産物などの廃棄物系バイオマスについては、離島を含めた各圏域の特性に応じた利活用を促進します。

### 1) 生ごみや製糖副産物のたい肥化 [環境整備課・農林水産総務課]

県内の複数の市町村では生ごみ等の堆肥化を実施しています。また、家庭の生ごみについては、特に離島を中心にたい肥化の取り組みが進んでいます。

特に生ごみは、本県の離島部でも循環利用しやすいバイオマス資源であることから、県内の先行事例を支援するとともに、取り組みのノウハウを県内で周知することで、取り組みの拡大を推進します。

#### ～伊平屋村による生ごみたい肥化事業～

伊平屋村では、従来より、島民自ら畑で生ごみのたい肥化を行ってききましたが、畑をもたない集合住宅に住む島民の生ごみは、可燃ごみとして処理してきました。

そこで、伊平屋村では沖縄振興特別推進交付金を活用し、令和 2(2020)年度にたい肥化施設の整備事業を実施しました。

集合住宅等からの生ごみを分別回収し、施設内でたい肥化しています。たい肥については、今後地域内で活用することを考えています。



施設外観



施設内観(堆肥床)

## 2) 廃棄物エネルギーの利活用 [環境再生課、環境整備課]

県内では、既に3施設で廃棄物の焼却エネルギーを発電利用しています。近年は、小規模な施設でも発電や余熱利用が可能となっています。広域化の推進とともに、市町村へ先進事例・技術の情報提供に努めます。

## 3) 下水汚泥のリサイクルの促進 [下水道課]

下水汚泥については、ほぼ全量が緑農地還元により有効利用されており、今後も有効利用を推進するとともに、新たな有効利用方法についても検討を進めていきます。

## 4) 家畜排せつ物のリサイクルの促進 [畜産課、営農支援課]

県では、「沖縄県家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(令和3(2021)年3月策定)に基づき、令和12(2030)年度を目標とした、家畜排せつ物の利用の促進、畜産環境の問題の解消及び環境に配慮した畜産経営に取り組んでいきます。

また、生産性の向上と経営の安定を図るため、農業の基本となる土作り対策を重要な施策と位置づけ、土壌・土層の改良、有機物供給施設等の整備、環境保全型農業の推進等を総合的に進めていきます。

このほか、家畜排せつ物の管理の適正化、有機物資源の有効活用、環境保全型畜産確立推進指導協議会による指導等、家畜排せつ物の適切な処理とリサイクルを促進していきます。

## (11) リサイクルに取り組む事業者への支援 [環境整備課]

沖縄県産業廃棄物税の税収を活用して、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための設備整備や研究等に対し、事業費の一部を助成することにより、事業者のリサイクル等の取り組みを支援します。

事業系一般廃棄物の中には、単独の市町村では効率的な再使用、リサイクルが難しい廃棄物(オフィス古紙、剪定枝、食品残さ等)もあることから、技術を有する民間業者やNPO等を積極的に活用し、広域のかつ効率的なリサイクルが行えるよう、市町村との連携・協力のもと、民間活力によるリサイクルシステムの構築について検討していきます。

## (12) リサイクル技術・製品等の開発 [中小企業支援課]

県内のリサイクル産業における技術水準の向上や製品等の開発を促進するため、排出事業者、リサイクル事業者、大学、研究機関、民間団体等と連携し、各種産業振興に係る支援制度等を活用したリサイクル産業の振興を図る、以下の事業を実施します。

- ・中小企業等経営革新強化支援事業

### ～(一社)沖縄リサイクル運動市民の会 による環境学習推進事業～

沖縄リサイクル運動市民の会は、昭和 58(1983)年「物を大切にするとこころから心の豊かさを取り戻そう！」の呼びかけのもとに、ゴミやリサイクル・環境教育・市民活動等をテーマとした市民参加型の催しや事業を開催しています。

「環境学習推進事業」として平成 22(2010)年度より買い物ゲームを採用し、小学生を対象に実施しています。身近なごみ問題をテーマとし、普段の買い物に付随して出てくるごみを題材にします。子ども達の大好きなカレーを作ることを想定し、材料に付随する容器や包装に着目し、ごみの量や質、処理の仕方、処理費、環境への影響についてみんなで考える時間をもちます。

これまで買い物ゲームの実施後に、子ども達に 2 週間にわたって家のごみの重さを計量してもらったところ、1 週目と比較して 2 週目には 23.3%のごみが減るという結果が出ました。

家庭で簡単に量れるバネばかりを貸出しています。



出典：ぐるぐるリサイクル

### (13) 再生品の利用拡大 [ 技術・建設業課 ]

島しょ県である本県では、域内での資源循環システムを構築することが不可欠であり、リサイクルの受け皿となる製品の利用促進が重要となります。

そのため、県では、建設資材に用いられるリサイクル製品を対象とする「沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)」を定め、県が認定することで、県産リサイクル資材の利用拡大を図り、域内の資源循環を促進します。

### 5.2.3 観光分野における廃棄物の対策

本県の入域観光客数は、自立型経済の構築に向けた観光施策の推進により年々増加し、令和元(2019)年においては、初の 1,000 万人を超える 1,016 万人に達しました。

特に、外国人観光客数の伸びが顕著となっていました。

令和 2 (2020) 年及び令和 3 (2021) 年においては、世界的にまん延した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入域観光客数は大幅に減少し、外国人観光客数は令和 2 (2020) 年 4 月以降令和 3 (2021) 年 12 月までの間、ゼロが続いています。

しかしながら、令和 3 (2021) 年 7 月に世界自然遺産に登録された「沖縄島北部及び西表島」など沖縄の有する豊かな自然環境などの魅力が失われたわけではないことから、移動制限や渡航自粛の段階的な緩和に伴い、国内外から多くの観光客が訪れるものと見込まれます。

本県のリーディング産業である観光産業は、来訪者の消費活動を促進することから経済効果が得られると同時に、過度な開発による自然環境への影響や、ごみ処理事業など生活環境への影響も懸念されます。

このため、廃棄物による環境負荷の低減や観光客への意識啓発などに取り組む必要があります。

表 5.4 最近 5 年間の観光客数の動向

	入域観光客数		国内客		外国客	
	人数(人)	対前年度比	人数(人)	対前年度比	人数(人)	対前年度比
H27年度	7,936,300	+ 10.7%	6,266,000	+ 1.3%	1,670,300	+ 69.4%
H28年度	8,769,200	+ 10.5%	6,640,100	+ 6.0%	2,129,100	+ 27.5%
H29年度	9,579,900	+ 9.2%	6,887,900	+ 3.7%	2,692,000	+ 26.4%
H30年度	10,004,300	+ 4.4%	7,003,500	+ 1.7%	3,000,800	+ 11.5%
R1年度	9,469,200	△ 5.3%	6,978,800	△ 0.4%	2,490,400	△ 17.0%

出典：入域観光客数の統計(観光政策課)

(1) 観光産業としての取り組み [文化観光スポーツ部、環境整備課、環境再生課、消費・くらし安全課]

観光産業として、食品リサイクル推進(ホテル・飲食店等における食品ロス)、使い捨て容器包装等の削減、観光サービス提供時における県産リサイクル製品、代替プラスチック製品の積極的な利用や自然素材への転換などを通じて、廃棄物の削減及び脱プラスチック社会の実現に向け取り組みを推進します。

(2) 処理施設の整備推進 [環境整備課]

持続可能な観光を発展させるため、将来的な観光客の増加による処理量の増加を見込んだ施設整備を推進します。

(3) 観光客への意識啓発 [文化観光スポーツ部、環境整備課]

サステナブルツーリズム(持続可能な観光)を推進していくためには、宿泊を伴う観光が盛んな地域や離島は、ごみによる環境への負荷を認識し、宿泊業などの事業者と連携して、観光客への意識啓発や、ごみの減量や分別に取り組む必要があります。

そのため、ごみの持ち帰りや発生抑制、分別の徹底を事業者や観光客へ呼びかけ、地域の許容量を超えないようごみの排出抑制を推進します。

～座間味村による観光客を対象とした海岸漂着ごみ回収プロジェクト～

(一社)座間味村観光協会では、島の宝であるサンゴ礁と世界が恋するケラマブルーの海を村民と座間味村を訪れるみなさんと共に守り、未来へ繋いでいきたいという考えのもと、ビーチクリーンプロジェクト「ZAMAMI MANATII」を立ち上げ、漂着ごみ問題に取り組んでいます。

「ZAMAMI MANATII」の概要

**STEP 1** : 来島されて、このプロジェクトに賛同した来島者にゴミ袋使用料(500円)を払ってもらう(協力店にて販売)

\*売上はゴミの処分費、運営費用等に充当

**STEP 2** : 海水浴やシュノーケリングの合間に目についたゴミを拾ってもらう

**STEP 3** : 袋を購入いただいたお店へゴミ袋を渡す

**STEP 4** : 来島者へ記念品(缶バッジ)をプレゼント



参加記念品  
(缶バッジ)

#### 5.2.4 経済的手法の導入

##### (1) 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 [ 環境整備課 ]

産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を推進していくため、平成18(2006)年度から、産業廃棄物税を導入しています。産業廃棄物税は、排出事業者に対して、経済的手法を活用し産業廃棄物の排出を抑制するものであり、税金を産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、不法投棄等防止対策の強化、優良業者の育成など、循環型社会の形成に向けた施策に活用しています。

##### (2) ごみ処理の有料化の促進 [ 環境整備課 ]

一般廃棄物の排出抑制を進めていくためには、経済的インセンティブを活用することが重要であり、ごみ処理の有料化は一定の減量効果が確認されており、ごみの排出量に応じた費用負担の公平化が図られ、ごみ問題に対する県民・事業者などの意識改革にもつながります。

このような観点から、国の基本方針も踏まえ、市町村に対し有料化について積極的な検討を求めていくとともに、既に有料化を導入している市町村に対しては先進事例、料金制度情報、料金の考え方など、ごみ減量・抑制効果を有効かつ継続的に発揮させるための情報提供を行います。

## 5.3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

### 5.3.1 一般廃棄物処理体制の確保

#### (1) 処理施設の整備推進 [ 環境整備課 ]

一般廃棄物処理施設は、適正処理だけでなく、再使用、再生利用、**熱回収**の促進を図り、地域循環共生圏形成に欠かせない施設であるとともに、近年多発化する災害時には、災害廃棄物の処理や周辺施設へのエネルギー(熱・電気)供給など地域の復旧・復興に貢献することも期待されます。

しかしながら、本県では資源化施設の整備や、老朽化により適切な維持管理が困難となっている地域があることから、今後も処理施設の整備推進を図る必要があります。

そのためには、循環型社会形成推進に資する交付金制度を活用しながら、適正な一般廃棄物処理施設整備(更新含む)を支援します。また、市町村の地域特性を踏まえ、地域循環資源の有効利用や環境学習の場、災害時の役割など、地域の中心的施設としての価値について、県民の理解を醸成します。

#### (2) 処理施設の長寿命化 [ 環境整備課 ]

国のインフラ長寿命化計画を踏まえ、一般廃棄物処理施設についても、効率的な施設保全を充実させるストックマネジメントの導入によりできるだけ長く使用するという考え方が重要となっています。よって、処理施設の修繕や更新に当たっては、施設の劣化状況はもとより、市町村の一般廃棄物関連計画や人口・社会構造の変化などを総合的に勘案しながら、処理施設建設から解体までのライフサイクルコストの低減を図るとともに、地域全体として処理施設の機能を適正化できるよう、延命化の促進を図ります。

#### (3) 廃棄物処理事業コストの把握 [ 環境整備課 ]

市町村は、廃棄物処理に係る経費について、環境省の「一般廃棄物会計基準」(改訂版、令和 3(2021)年 5 月)及び「一般廃棄物会計基準に基づく書類作成支援ツール」(改訂版、令和 3(2021)年 5 月)を活用して、住民に対する説明責任や有料化を実施するうえでの適切な根拠の設定を進めるとともに、費用対効果の優れた事業への改善に努めます。県としては、市町村の意向を踏まえつつ、「一般廃棄物会計基準」に基づくコスト分析について、市町村に助言等を行っていきます。

### 5.3.2 産業廃棄物処理体制の確保 [ 環境整備課 ]

#### (1) 自己完結型の産業廃棄物処理の促進

本県は、島しょ県という地理的特性から、他県のように県域を超えた広域処理が難しく、可能な限り自己完結型の処理体制が必要となります。そのため、事業者によるリサイクル等の中間処理施設の整備及び残余容量が限られている産業廃棄物管理型最終処分場の整備や延命化を促進します。

#### (2) 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進

事業者及び処理業者が処理施設を新設または変更する際には、周辺の環境に配慮するとともに、事前に地域住民に処理施設の必要性や安全性などについての正確な情報提供を行い、地域住民との合意形成を図ることが重要です。そのため、「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」を定め、処理施設の許可申請等に先立つ住民説明会の実施及び住民意見に配慮した適正な設置計画に基づく施設の設置を求めています。

#### (3) 公共関与最終処分場を活用した廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、持続的な経済社会の維持・発展と循環型社会の形成に寄与する基盤施設として、県では公共関与による安心・安全でモデルとなる管理型最終処分場の整備を推進してきました。

今後も、県内の安定的な処理体制を確保するため、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の適正な運営及び同処分場を活用した廃棄物の適正処理の促進に取り組みます。

また、排出事業者は、排出事業者処理責任のもと、公共関与事業の推進に協力します。

### 5.3.3 離島の廃棄物対策

離島地域については、島外を含む広域的な処理・リサイクルには海上輸送が必要となる点の本島とは大きく異なります。また、島民人口が少なく、観光客の流入による影響が大きい地域もあります。

#### (1) 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策

##### 1) 地域循環システムを活用したリサイクルの促進 [ 環境整備課 ]

離島地域では、海上輸送の課題があることから、定期航路を活用した資源物の広域処理の検討を進めつつ(次項参照)、生ごみのたい肥化など地域内で循環利用が可能なごみについては、地域内でのリサイクルを推進します。

##### 2) 離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 [ 環境整備課、港湾課 ]

離島地域では、島内処理困難物を島外に輸送せざるを得ないため、輸送に要する費用が嵩むなどの課題があることから、家電については(一財)家電製品協会の海上輸送に要する費用を補助する「離島対策事業協力」を、使用済自動車については海上輸送を支援する「離島対策支援事業」の活用を促進することにより、適正処理を推進します。

## (2) 適正処理に関する主要施策

### 1) ごみ処理広域化の推進 [ 環境整備課 ]

本島内の市町村では、地理的に隣接する市町村間で一部事務組合を設立し広域的にごみ処理を行っていますが、離島市町村については、地理的条件、海路条件、住民との合意形成等の課題があることから、近隣市町村との広域化が進んでおらず、各市町村でごみ処理施設を整備し運営している状況です。

また、処理困難な廃棄物については、本島の業者へ輸送して処理する必要があり、海上輸送の費用がかかることなど、ほとんどの離島市町村のごみ処理経費は、本島市町村に比べ高い状況にあり、財政上の負担となっています。

県では、このような離島市町村におけるごみ処理経費及び運転管理に係る負担軽減を図るため、平成 25～27(2013～2015)年度に離島地域のごみ処理の現状調査を実施し、有識者、関係自治体、関係業者等から構成される離島ごみ処理広域化検討委員会の審議を経て、離島の効率的なごみ処理体制について提案を行っています。

今後も、引き続き、離島地域の効率的なごみ処理体制の構築を推進します。

### 2) 産業廃棄物のあわせ処理の推進 [ 環境整備課 ]

県としては、市町村の意向を踏まえ、廃棄物や処理技術に関する情報の提供や助言を行い、市町村のあわせ処理を推進します。特に、離島地域については、産業廃棄物の発生量が総体的に少なく、民間の処理業が経済的に成り立ちにくいことから、「あわせ処理」を推進し、可能な限り地域内で廃棄物処理体制を整備することが望ましいと考えられます。

### 3) 海岸漂着物対策 [ 環境整備課 ]

離島地域では漂着物の回収を行う人手も少なく、回収した漂着物の運搬・処理についても費用がかかることから、離島市町村の負担は大きくなっています。

今後も、海岸漂着物処理推進法に基づく国の支援を得ながら、関係機関や地元市町村との連携を図り、離島地域の海岸漂着物対策に取り組んでいきます。



### 5.3.4 感染症への対応 [ 環境整備課 ]

新型コロナウイルス感染症による外出自粛期間(ステイホーム)の影響を受け、本県では一時的にごみ排出量が増加した地域もあれば、感染症拡大防止措置により観光客が大幅に減少し、ごみ排出量の減少が確認された地域もありました。ワクチンの普及等により一時的な収束は期待されていますが未だ予断を許さない状況です。今後求められる「新しい生活様式」では、「ウィズ・コロナ」「アフター・コロナ」の生活という新しい日常が到来することから、新しい生活様式にマッチした廃棄物対策を構築していく必要があります。

よって、感染症拡大時の適正処理体制確保のため、市町村、一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者、医療関係機関及び関連団体との連絡体制を定めるなど連携を強化し、感染拡大に備えます。また、在宅医療における感染性廃棄物(注射針等)の分別排出の徹底や安全な収集・処理等の促進を図ります。加えて、感染症拡大時には、一般廃棄物の処理に係る広域的な調整を行い、迅速かつ適正な処理を図ります。市町村に対しては平時より廃棄物処理に係る基礎情報等の情報交換を行い、処理・処分先を確保します。

### 5.3.5 非常災害時における対応力の強化

近年の台風や地震の多発化を踏まえ、持続可能な廃棄物処理を行うため、地域ごとの廃棄物処理システムの強靱化や、災害廃棄物が発生することを想定した事前の備えが重要となっています。本県は、台風の常襲地域であり、予防策を含む様々な施策により防災体制の強化を図ってきましたが、地球温暖化の進行に伴い、海水面の上昇や台風といった気象災害のリスクが今後さらに高まることが予想されます。

県では、環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成29(2017)年に「災害廃棄物処理計画」を策定し災害廃棄物処理に必要な対応をとりまとめたほか、県内市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援や研修による人材育成を行ってきました。

#### (1) 人材育成 [ 環境整備課 ]

引き続き、市町村職員等を対象とした研修を実施することで人材育成を行うとともに、災害廃棄物の処理主体である市町村の災害廃棄物処理計画の策定率向上を図るとともに、調整役となる県職員についても災害廃棄物処理に精通した人材の確保に努めます。

#### (2) 災害廃棄物処理体制の強化 [ 環境整備課 ]

平時より、県内の廃棄物処理施設の整備状況を把握し、市町村が被災した場合も速やかな地域の復興につながるよう、適正な施設更新への助言や、広域化を含めた廃棄物処理システムの強靱化について、市町村への助言を行います。また、県では、災害廃棄物ブロック協議会における県域を超えた自治体との連携体制を構築するとともに、(一社)沖縄県産業資源循環協会と協力し、民間処理施設の連携強化を図ります。

災害が発生した際は、被災市町村に対し情報提供や技術的な助言等を行うとともに、単独市町村では災害廃棄物の処理が困難な場合は、市町村の枠組みを超えた広域的な処理体制の確保を図るとともに、産業廃棄物処理業者及び関連団体、他都道府県、国と連携し、協力支援体制を構築します。

### 5.3.6 広域化・集約化計画

#### (1) 背景・目的

本島内の市町村では、地理的に隣接する市町村間で一部事務組合を設立し広域的にごみ処理を行っていますが、離島市町村については、地理的条件(海路条件含む)及び人口規模等の課題があることから、資源ごみや処理困難物など一部のごみを除き、各市町村にてごみ処理施設を整備し運営している状況です。

本県では、「ごみ処理の広域化計画について(平成 9(1997)年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生労働省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)」(以下、「旧広域化通知」という。))に示された方針を踏まえ、平成 11(1999)年 3 月に「沖縄県ごみ処理広域化計画」(以下、「旧広域化計画」という。))を策定するとともに、平成 25(2013)年から平成 27(2015)年度にかけて、離島を有する地域別に「離島ごみ処理広域化方策報告書」による検討を行うなど、本県にふさわしい広域化・集約化の枠組みを検討してきました。その結果、旧広域化計画当時に比べ、焼却施設数が減少し、処理能力の大きい施設が増えるなどの成果がありました。

今般、旧広域化通知の発出後の我が国のごみ処理の状況変化を踏まえ、環境省から新たに「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成 31(2019)年 3 月 29 日付け循環適発第 1903293 号通知)が発出されました。同通知では、我が国の将来的な人口減少や 3R 推進によるごみ排出量の減少を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するためには、現状及び中長期的な視点により、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の検討が改めて必要とされています。

以上より、本県の一般廃棄物処理の状況を踏まえ、新たに「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画」として、その内容を見直しました。

#### (2) 広域化計画の期間

上記の通知を踏まえ、計画期間は令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。

ただし、一般廃棄物処理施設は数十年にわたり継続使用されるものであるため、25 年後の令和 27(2045)年度の広域化・集約化の長期的な展望を検討しました。

#### (3) 広域化の基本方針

旧広域化計画では、本島市町村の一般廃棄物焼却施設については 17 施設を 12 施設に集約し、離島部については、それぞれ単独処理を基本としつつ状況に応じ本島部との広域化も考慮することとしていました。

ごみ処理広域化・集約化計画では、旧広域化計画の基本的な方向性を踏襲し、本島と離島部を分け、実態を踏まえて見直しを行います。

#### (4) 広域化の進捗及び効果

旧広域化計画では、北部(本島・離島)、中部北、中部南、南部(本島・離島)、宮古、八重山の6ブロック区割りごとに広域化方策を検討しました。結果、焼却施設については、目標年度である平成20(2008)年度までに、本島市町村の一般廃棄物焼却施設については17施設を12施設に集約し、離島部については、それぞれ単独処理を基本としつつ状況に応じ本島部との広域化も考慮することとしていました。

令和元(2019)年度現在、本県の焼却施設は、本島については17施設から12施設に減少しています。

離島部については焼却施設が無かった地域に整備が進んだという背景から増加しています。

施設規模別にみると離島部の小規模施設により50t/日未満の施設は増えたものの、100t/日以上以上の施設は1施設増加するなど、一定の進捗がみられます(表5.5、図5.3参照)。

旧広域化計画では、施設の広域化により、ダイオキシン類排出量の削減など4つのメリットを見込むとしていましたが、このうち定量評価が可能な「ダイオキシン類排出量の削減」、「最終処分量の削減」、「サーマルリサイクルの推進」については、いずれもその効果指標を上回る成果が得られています。

表 5.5 県内の焼却施設の広域化の目標と状況

区分	ブロック区分※1	市町村数	平成10年度 (基準年度)	平成20年度		令和元年度 (現状)※2
				(目標値)	(実績)	
本島	北部	6市町村	4施設	2施設	3施設	3施設
	中部	11市町村	8施設	5施設	6施設	5施設
	南部	9市町村	5施設	5施設	5施設	4施設
	合計	26市町村	17施設	12施設	14施設	12施設
離島	北部離島	3村	2施設	—	2施設	3施設
	南部離島	7村	7施設	—	8施設	6施設
	宮古	2市村	3施設	—	2施設	2施設
	八重山	3市町	2施設	—	5施設	7施設
	合計	15市町村	14施設	—	17施設	18施設
県全体合計		41市町村	31施設	12施設	31施設	30施設

※1 「沖縄県ごみ処理広域化計画(平成11年3月)」における焼却施設の広域ブロック

※2 「令和元年度一般廃棄物処理実態調査(環境省、令和3年4月)」及び県資料より

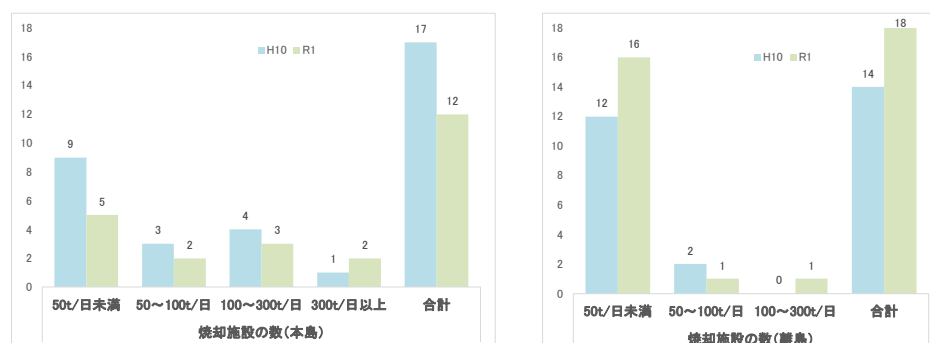


図 5.2 施設規模別の焼却施設数の変化

表 5.6 旧広域化計画の効果

項目	旧広域化計画の目標	旧広域化計画の効果
ダイオキシン類 排出量の削減	平成9年度の排出量から 90%を削減する	平成9年度比 92.7%削減 ※「廃棄物対策の概要」(令和元年12月)
最終処分量の削減	平成8年度の処分量から 26%を削減する	約85%の削減 ※「廃棄物対策の概要」(令和元年12月)
サーマルリサイクル の推進	200t/日以上焼却施設建設 により4.4MWh/年、将来構想 で6.4万MWh/年の発電量を見込む。	総発電量(実績値)10.0万MWh/年 ※「環境省一般廃棄物実態調査(令和元年度)」
経済効果	施設を大規模化することで、建設費及びランニングコストの削減を見込む。	

(5) 広域化計画

1) 将来人口及びごみ量

旧ブロック区分の将来人口及び将来ごみ量は、表 5.7 及び表 5.8 のとおりです。本島の人口は横ばいですが、1人1日当たりごみ排出量の増加の影響により将来ごみ量は増加傾向です。一方、離島については人口、ごみ量ともに減少する見込みであり、一部の市町村ではごみ処理に必要な施設規模は小さくなると想定されます。

表 5.7 ブロック別将来人口

単位：人

区分	ブロック	実績	将来推計			R7/R1
		令和元年度	令和7	令和12	令和27	
本島	北部	95,301	93,870	92,982	87,632	98.5%
	中部	517,876	521,685	526,738	522,957	100.7%
	南部	734,148	732,999	733,870	712,554	99.8%
	合計	1,347,325	1,348,554	1,353,590	1,323,143	100.1%
離島	北部離島	7,151	6,090	5,657	4,408	85.2%
	南部離島	12,237	10,850	10,143	8,137	88.7%
	宮古	56,448	49,319	47,630	42,027	87.4%
	八重山	55,796	53,423	52,827	50,590	95.7%
	合計	131,632	119,682	116,257	105,162	90.9%

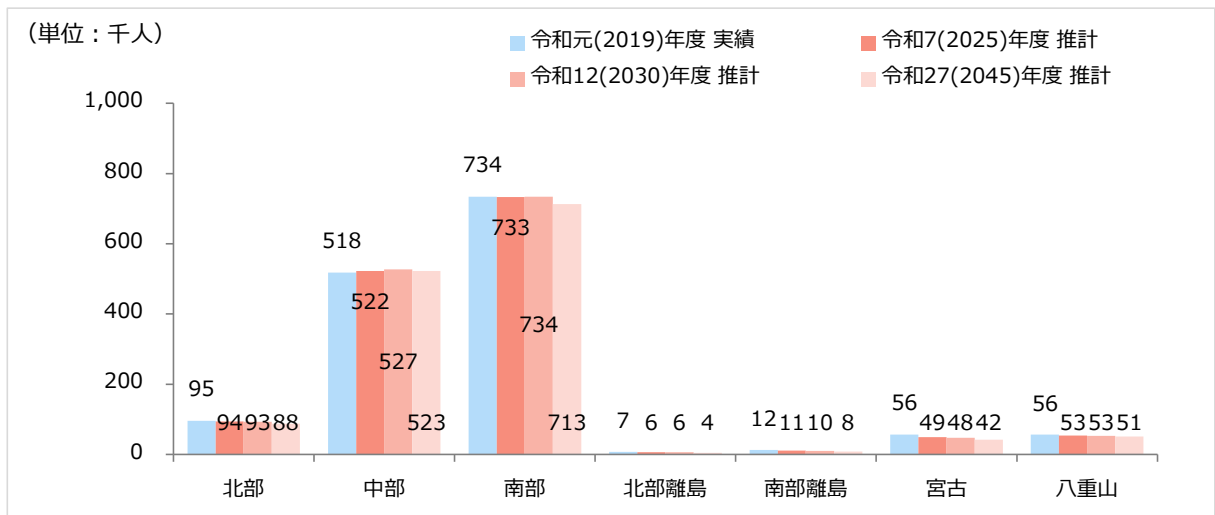


図 5.3 ブロック別将来人口(推移)

表 5.8 ブロック別将来ごみ量

単位：t/年

区分	ブロック	将来推計				R7/R1
		実績 令和元年度	令和7	令和12	令和27	
本島	北部	32,847	34,835	37,928	50,750	106.1%
	中部	167,886	179,750	191,688	229,639	107.1%
	南部	227,047	239,385	254,866	314,618	105.4%
	合計	427,780	453,971	484,481	595,006	106.1%
離島	北部離島	2,642	2,472	2,325	1,411	93.6%
	南部離島	5,272	4,961	4,745	4,339	94.1%
	宮古	22,126	8,387	8,387	8,387	37.9%
	八重山	23,534	14,068	14,068	14,068	59.8%
	合計	53,574	29,888	29,525	28,205	55.8%

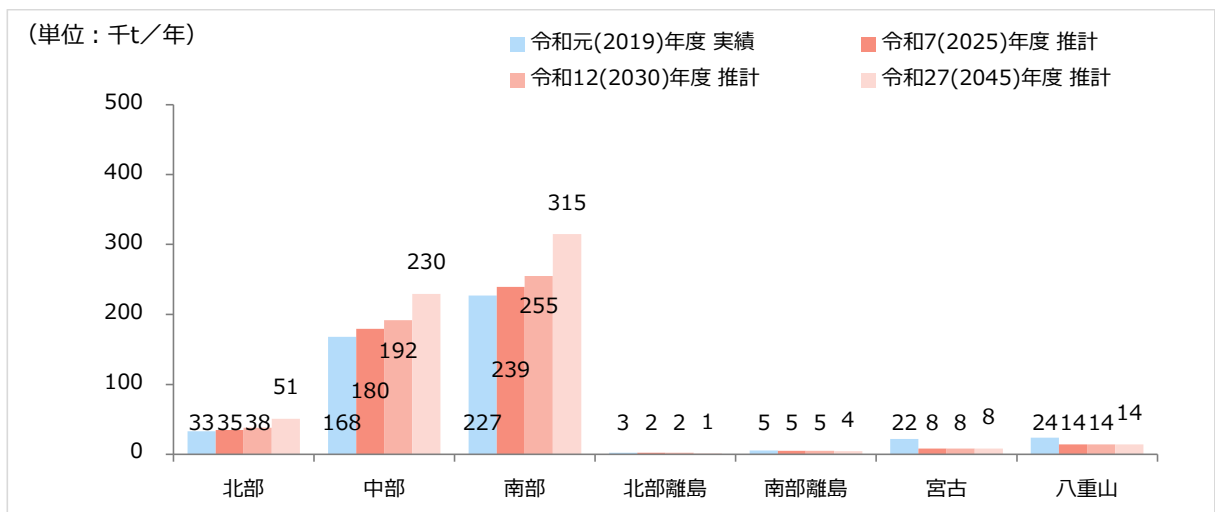


図 5.4 ブロック別将来ごみ量(推移)

## 2) 広域化ケースの検討

広域化ケースは下記の3つのケースとし、ケース1は、現状の処理体制のまま目標年度である令和12(2030)年度を迎えるものとし、ケース2は近隣自治体による広域化を推進したケースとします。ケース3は、環境省の方針を踏まえ、より広域化を推進した例として、さらに15年先の令和27(2045)年度を想定します。

表 5.9 広域化ケースの考え方

ケース	考え方	目標時期
ケース1	現行(令和3(2021)年度)の処理体制	—
ケース2	近隣自治体における広域化	令和12(2030)年度
ケース3	最大限の広域化	令和27(2045)年度

表 5.10 広域化ケース

市区町村名	現行 ブロック	ケース1 (R3年度)		ケース2 (R12年度)		ケース3 (R27年度)			
		No	組合せ	No	組合せ	No	組合せ		
国頭村	北部	1	国頭地区行政事務組合	1	北部 1	1	北部		
大宜味村									
東村									
名護市		2	名護市	2	北部 2				
今帰仁村		3	本部町今帰仁村清掃施設組合	3	北部 3				
本部町									
伊是名村	北部離島	4	伊是名村	3	北部 3				
伊平屋村		5	伊平屋村						
伊江村		6	伊江村						
宜野座村	中部	7	金武地区消防衛生組合	4	中部北 1	2	中部北		
金武町		8	中部北環境施設組合	5	中部北 2				
恩納村									
うるま市		9	比謝川行政事務組合	6	中部南 1	3	中部南		
読谷村									
嘉手納町									
北谷町		10	倉浜衛生施設組合	7	中部南 2				
沖縄市									
宜野湾市		11	中城村北中城村清掃事務組合	8	南部北	4	南部北		
北中城村									
中城村									
浦添市	南部	12	浦添市	9	南部南 1	5	南部南 1		
糸満市		13	南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課)						
豊見城市									
南城市		14	南部広域行政組合 (東部環境衛生課)	10	南部南 2	6	南部南 2		
西原町									
与那原町									
八重瀬町									
那覇市		15	那覇市・南風原町環境施設組合	11	南大東村	7	南大東村		
南風原町									
座間味村	南部離島	16	渡嘉敷村	12	北大東村	8	北大東村		
栗国村									
渡嘉敷村									
渡名喜村									
南大東村									
北大東村									
久米島町	20	久米島町	13	久米島町	9	久米島町			
宮古島市	宮古	21	宮古島市	14	宮古本島	10	宮古		
多良間村		22	多良間村						
石垣市	八重山	23	石垣市	15	石垣市・竹富町	11	石垣市・竹富町		
竹富町								24	竹富町
与那国町								25	与那国町

## a) 広域化計画

### ア 本島北部

現状 6 市町村で 3 施設となっており一定の広域化は進んでいますが、いずれも 50t/日未満であることから、さらなる広域化の検討が必要です。

将来的には、北部全体で 1 施設に広域化することを目指します。

### イ 北部離島

現状 3 村で 3 施設、いずれも 10t/日未満であり、広域化は進んでいません。平成 25(2013)年度の「離島ごみ処理広域化方策報告書」では、2 村は本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化が、伊江村は単独処理が有利とされていますが、適正な施設運営等を踏まえるといずれも本島との広域化を目指すことが望ましいとされています。

よって、海上輸送を伴いますが、本部町今帰仁村清掃施設組合との広域化から検討し、将来的には北部全体で 1 施設に広域化することを目指します。

### ウ 本島中部

現状 11 市町村で 5 施設となっており広域化は進んでいますが、一部の施設は 100t/日未満であることから、さらなる広域化の検討が必要です。

中城村北中城村清掃事務組合(中城青葉苑：40t/日)は、南部ブロックの浦添市(浦添市クリーンセンター：150t/日)との広域化に向け調整中であり、ブロックを超えた取り組みも進んでいます。

将来的には、中部全体及び南部の浦添市を含み 3 施設に広域化することを目指します。

### エ 本島南部

現状 9 市町村で 2 つの一部事務組合を含む 4 施設となっており、南部離島の一部(座間味村、粟国村)を受け入れるなど広域化は進んでいます。特に、那覇市・南風原町環境施設組合は、2 市町で 450t/日の規模を有するなど、県内では規模も大きい傾向があります。

また、浦添市は前項のとおり、中部地域の 2 村と広域化を調整中です。

将来的には、南部離島のうち距離の近い渡嘉敷村及び渡名喜村についても受入れ、広域化することを目指します。

### オ 南部離島

現状 1 町 6 村で 7 施設となっており、久米島町が 20t/日を有する以外は、いずれも 10t/日未満であり広域化は進んでいません。渡嘉敷村及び渡名喜村を除く町村は、海上輸送の状況を踏まえると島外への搬出は難しいことから現状の処理体制を維持することとします。



## カ 宮古

現状 1 市 1 村で 2 施設となっており、宮古島市は 63t/日と 50t/日以上であるものの、多良間村は 3t/日と小規模です。

将来的には、施設規模が大きく、既存の海上輸送航路を有する宮古島市と広域化することを目指します。

## キ 八重山

現状 1 市 2 町で 7 施設となっており、石垣市が 120t/日を有する以外はいずれも 2t/日未満と小規模であり、広域化は進んでいません。特に、竹富町は西表島や竹富島など 9 つの島（有人島のみ）に分かれており、町内 6 施設は各島のごみを処理しています。

将来的には、地理的に離れておりかつ新たにごみ処理施設を整備した与那国町を除き、各島間の海上輸送航路も普及していることから、石垣市と竹富町で広域化することを目指します。

### ～与那国町の新たなごみ処理施設～

与那国町は、平成 31（2019）年 3 月より新たなごみ処理施設を建設し、令和 3（2021）年 8 月より供用を開始しました。

本施設の稼働により、これまで島内で保管や埋立処分を行っていたごみを焼却することができ、最終処分場の延命化につなげるほか、焼却熱を有効利用することで地域の資源循環を推進します。



出典：広報よなくに

与那国町ごみ焼却施設

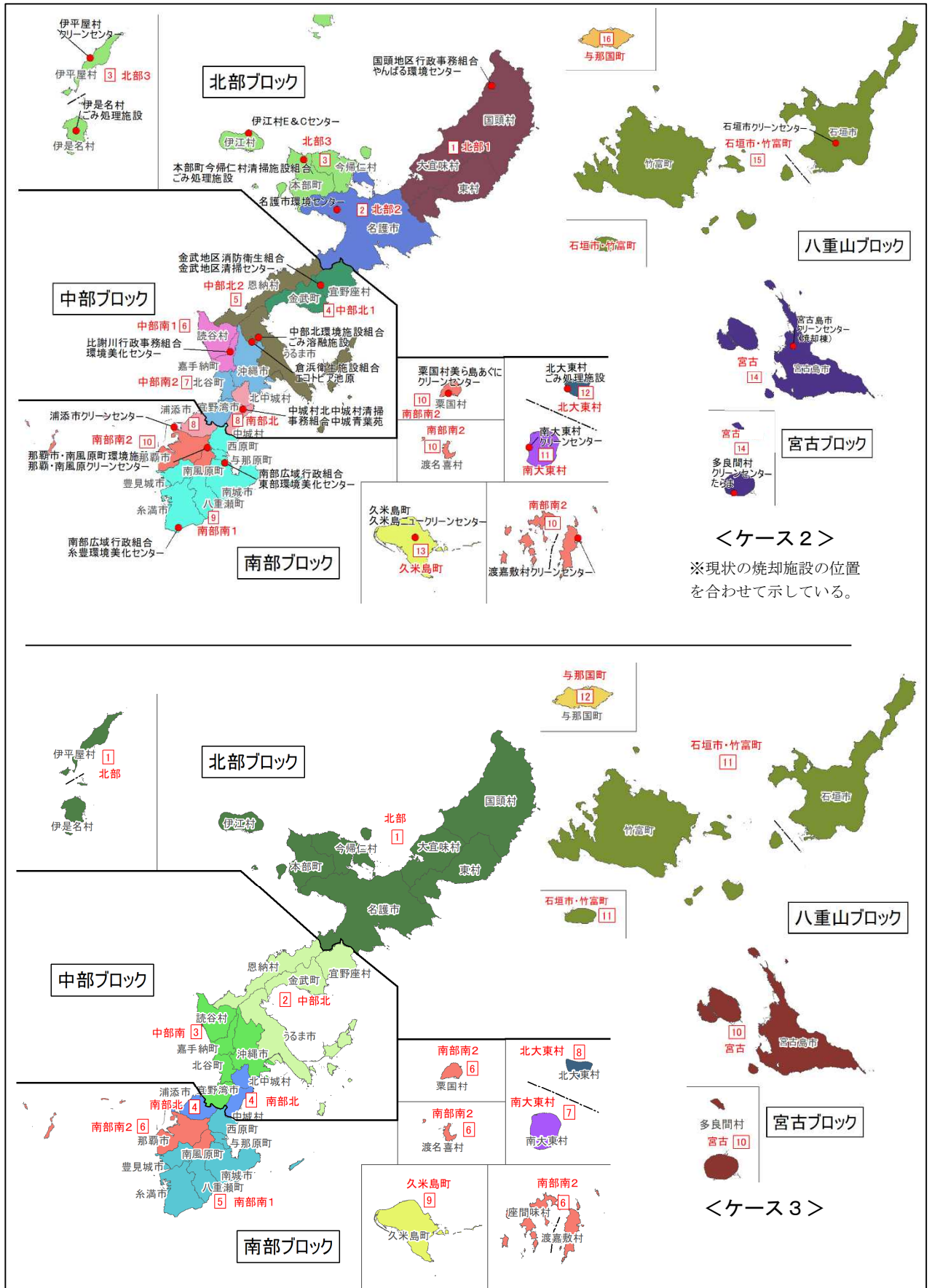


図 5.5 広域化ブロック計画

表 5.11 ケース別の必要施設規模

現行 ブロック	市区町村名	ケース1 (R3年度)		ケース2 (R12年度)		ケース3 (R27年度)				
		No	組合せ	必要施設規模 ※	No	組合せ	必要施設規模 ※	No	組合せ	必要施設規模 ※
北部	国頭村 大宜味村 東村	1	国頭地区行政事務組合	10.2 t/日	1	北部 1	12.7 t/日	1	北部	163.7 t/日
	名護市	2	名護市	61.3 t/日	2	北部 2	77.6 t/日			
	今帰仁村 本部町	3	本部町今帰仁村清掃施設組合	31.8 t/日	3	北部 3	36.0 t/日			
伊是名村	4	伊是名村	1.4 t/日							
伊平屋村	5	伊平屋村	1.5 t/日							
北部離島	伊江村	6	伊江村	4.8 t/日						
中部	宜野座村 金武町	7	金武地区消防衛生組合	20.5 t/日	4	中部北 1	20.9 t/日	2	中部北	236.4 t/日
	恩納村 うるま市	8	中部北環境施設組合	146.1 t/日	5	中部北 2	168.8 t/日			
	読谷村 嘉手納町	9	比謝川行政事務組合	55.1 t/日	6	中部南 1	66.6 t/日	3	中部南	403.2 t/日
	北谷町			262.0 t/日			292.7 t/日			
	沖繩市 宜野湾市	10	倉浜衛生施設組合		7	中部南 2				
	北中城村 中城村	11	中城村北中城村清掃事務組合	45.2 t/日	8	南部北	165.2 t/日	4	南部北	206.8 t/日
	浦添市	12	浦添市	109.3 t/日						
南部	糸満市 豊見城市	13	南部広域行政組合 (糸豊環境衛生課)	129.2 t/日	9	南部南 1	296.1 t/日	5	南部南 1	437.5 t/日
	南城市 西原町 与那原町 八重瀬町	14	南部広域行政組合 (東部環境衛生課)	120.3 t/日						
	那覇市 南風原町	15	那覇市・南風原町環境施設組合	366.5 t/日						
	座間味村 粟国村				10	南部南 2	394.5 t/日	6	南部南 2	427.3 t/日
	渡嘉敷村	16	渡嘉敷村	0.7 t/日						
	南部離島	渡名喜村	17	渡名喜村	0.3 t/日					
	南大東村	18	南大東村	1.3 t/日	11	南大東村	1.4 t/日	7	南大東村	1.3 t/日
	北大東村	19	北大東村	0.8 t/日	12	北大東村	0.6 t/日	8	北大東村	1.5 t/日
	久米島町	20	久米島町	10.3 t/日	13	久米島町	9.7 t/日	9	久米島町	8.0 t/日
宮古	宮古島市	21	宮古島市	70.7 t/日	14	宮古	26.3 t/日	10	宮古	26.3 t/日
	多良間村	22	多良間村	1.2 t/日						
八重山	石垣市	23	石垣市	62.7 t/日	15	石垣市・竹富町	40.1 t/日	11	石垣市・竹富町	40.1 t/日
	竹富町	24	竹富町	1.3 t/日						
	与那国町	25	与那国町	0.0 t/日	16	与那国町	4.0 t/日	12	与那国町	4.0 t/日

※必要施設規模は、各ケースの目標目安年度の広域化組合せ市町のごみ処理量実績(ケース 1)または推計ごみ処理量(ケース 2、ケース 3)から必要となる施設規模を下記の式から算出した。

$$\begin{aligned} \text{必要施設規模(t/日)} &= \text{年間日平均処理量(t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率} \\ &= (\text{推計ごみ量合計(t/年)} \div 365) \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \end{aligned}$$

### 3) 焼却以外の施設

#### ア 資源化・粗大ごみ処理施設

資源ごみ・粗大ごみについては、焼却施設の処理体制を考慮しながら、資源化するごみの種類ごとに集約化・広域化を推進します。焼却施設に比べ、市町村ごとの分別の違いにより、リサイクル施設や収集運搬効率への影響が大きいことから、地域特性を踏まえた検討が必要です。

#### ～竹富町の汚泥再生センターによる生ごみ及びし尿の広域処理～

竹富町は、西表島高那地区に汚泥再生処理センターを建設し、西表島全域及び鳩間島から出た「し尿」と「生ごみ」を海上輸送と陸上輸送により集約して堆肥化することを計画しています。(工期は令和4(2022)年度末、令和5(2023)年度に供用開始を予定)



出典：竹富町

西表島汚泥再生処理センター

#### イ 最終処分場

最終処分場についても、焼却施設の処理体制を考慮しながら集約化・広域化を推進しますが、焼却灰と不燃残さは処理施設から発生することから、それぞれの排出場所を踏まえた検討が必要です。

#### ウ し尿処理施設

し尿処理施設については、「沖縄汚水再生ちゅら水プラン(沖縄下水道等整備構想)」で整備・運営管理手法を定めた整備計画の一部である「広域化・共同化計画」を2022(令和4)年度に策定予定であり、同計画に基づき広域化・共同化を進めます。

## 5.4 適正処理の徹底

### 5.4.1 適正処理の推進

#### (1) 産業廃棄物の適正処理の推進に向けた監視・指導

##### 1) 監視・指導の強化 [ 環境整備課 ]

事業者が、処理を委託する場合には、処理業者の事業範囲や施設の処理能力・処理実績等を確認することはもちろんのこと、現地確認などによってその適性を判断するとともに、適正処理に必要な費用を負担し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)によって最終処分までの処理全体が適正に行われたことを確認するよう、監視・指導を強化します。

##### 2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 [ 環境整備課 ]

県は、適正な委託契約の締結を指導するとともに、処理業者によるマニフェストの保存義務や罰則の強化などマニフェスト制度の周知・指導を徹底します。また同時に、事務手続きの簡素化や処理状況の即時把握等が可能であり、廃棄物処理システムの透明化等を図ることができるなどの利点を有する電子マニフェストの普及促進に努めます。

#### (2) 不法投棄等の防止対策

##### 1) 関係団体・機関との連携による不法投棄の防止 [ 環境整備課 ]

県、警察本部、第十一管区海上保安本部、(公財)暴力団追放沖縄県民会議、(一社)沖縄県建設業協会、(一社)沖縄県医師会及び(一社)沖縄県産業資源循環協会で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を通じた県下一斉監視パトロールの実施などに取り組んでいます。

また、県警と連携し、悪質な不法投棄事案等に原状回復を見据え迅速な行政処分及び積極的な対応を行っていきます。

##### 2) 廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 [ 環境整備課 ]

県警OBを廃棄物監視指導員として保健所に配置し、不法投棄防止パトロールを強化するとともに、警察署、市町村等関係機関で構成する「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、不法投棄等の不適正処理事案に対する情報交換と対応策を一層強化していきます。

また、毎年度、県全域の不法投棄実態調査を行い、そのデータを基に、市町村と連携を図りながら、住民、事業者への普及啓発や予防措置、撤去作業等を促進していきます。

さらに、市町村における一般廃棄物の適正処理困難物の不法投棄事案についても適正処理体制の確保や監視体制の強化に向け支援していくこととします。

- ①各保健所における不法投棄の実態把握及び廃棄物監視指導体制の強化
- ②監視カメラの設置
- ③産業廃棄物処理施設等への立入権限に係る市町村職員の併任制度の促進

### (3) 優良認定産業廃棄物処理業者の育成 [ 環境整備課 ]

県では、平成 23(2011)年 4 月 1 日から導入された優良産廃処理業者認定制度に基づき、優良基準(遵法性、事業の透明性、環境配慮の取り組みの実施、電子マニフェストの利用、財務体制の健全性)に適合する業者を優良業者として認定しています。産業廃棄物税の税収を活用して、引き続き研修事業を実施し、産業廃棄物処理業者の資質向上により優良業者の認定取得を促進していきます。

排出事業者が安心して処理委託できるよう、優良認定産業廃棄物処理業者に関する情報の集約と情報提供に取り組みます。一方、許可の取消等行政処分に関する情報等については、県ホームページ等を通じて公表していきます。

これらの取り組みにより、優良な処理業者が社会的に評価され、不法投棄・不適正処理を行う事業者が淘汰される環境の充実に努めます。

### (4) 産業廃棄物の併せ処理の推進 [ 環境整備課 ]

市町村は、地域の生活環境保全や地場産業の育成等の公益上の観点から、地元の中小事業者等が排出する産業廃棄物のうち、一般廃棄物と併せて処理することが可能な性状を有するものについては、適正な費用の徴収のもと、市町村の一般廃棄物処理施設を活用し「併せ処理」することができます。県としては、市町村の意向を踏まえ、廃棄物や処理技術に関する情報の提供や助言を行い、市町村の併せ処理を推進します。

特に、離島地域については、産業廃棄物の発生量が総体的に少なく、民間の廃棄物処理業が経済的に成り立ちにくいことから、「併せ処理」を推進し、可能な限り地域内で適正な廃棄物処理体制を整備することが望ましいと考えられます。

## 5.4.2 生活排水処理対策(普及啓発活動)

生活排水処理対策については、下水道等の整備動向を踏まえながら合併処理浄化槽の普及を促進していくこととします。

また、大型合併浄化槽については、高効率な先進的省エネ型浄化槽に転換するための補助金等について情報提供を行います。

### (1) 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 [ 環境整備課 ]

浄化槽に関する十分な理解と適正な維持管理の促進を図るため、「浄化槽設置者講習会」等を通じた普及啓発活動の推進、11 条検査の受検率向上のための指導等を行っていきます。

### (2) 合併処理浄化槽の普及促進 [ 環境整備課 ]

令和元(2019)年度末現在、県内の合併処理浄化槽設置数は合計 32,452 基となっています。

持続的な汚水処理システムの構築に向け、効率的な整備・運営管理手法を選定した沖縄汚水再生ちゅら水プランに基づく浄化槽整備の計画的な実施を促進するとともに、循環型社会形成推進交付金を活用した既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への設置の切り替えに向け、普及啓発及び市町村が策定する生活排水処理基本計画策定の指導を行っていきます。

### 5.4.3 特別管理廃棄物対策

#### (1) 感染性廃棄物 [ 環境整備課 ]

医療機関等から排出される感染性廃棄物の処理は、(一社)沖縄県医師会、(一社) 沖縄県産業資源循環協会等と連携し、医療従事者等に対し「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成 30(2018)年 3 月改訂)の周知徹底を図るとともに、引き続き適正処理の確保に努めます。

#### (2) 廃石綿等 [ 環境整備課 ]

解体工事や吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される廃石綿等及び非飛散性の石綿含有産業廃棄物の処理については、発注者、排出事業者(元請業者)及び廃棄物処理業者に対して、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」(令和 3(2021)年 3 月改訂)の周知徹底を図るとともに、解体工事現場に対する監視・立入検査等を強化するなど、引き続き適正処理の確保に努めます。

#### (3) 特定有害産業廃棄物 [ 環境整備課 ]

重金属等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物については、事業者自らが生産工程の見直しや原材料の変更などにより、有害物質の排出を抑制し適正処理が容易になるよう配慮するとともに、廃棄物処理法の処理基準に従って適正に処理するよう、指導を徹底・強化します。

#### (4) 水銀廃棄物 [ 環境整備課 ]

国においては、平成 25(2013)年 10 月の「水銀に関する水俣条約」(水俣条約)の採択を受け、早期にこれを締結し、条約の趣旨を踏まえた包括的な水銀対策の実施を推進すべく、平成 26(2014)年 3 月に中央審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」を諮問し、審議の結果「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の廃棄物対策について(答申)」が答申されました。

本答申では、水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、条約における規定及び我が国が目指すべき方向性並びに水銀廃棄物の状況を踏まえ、その環境上適正な処理のあり方として金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法並びに水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策、その他、必要な対策や今後の課題が取りまとめられました。

このような背景を踏まえ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成 27(2015)年 11 月に閣議決定されました。

本政令では、廃水銀等を特別管理廃棄物(特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物)に指定し、運搬や処分方法等の処理基準を強化するとともに、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀汚染物の処理基準等を追加しています。

県においては、上記の水銀廃棄物対策を推進していくために、市町村及び関係機関と連携し、水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実状に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行います。

#### 5.4.4 PCB廃棄物処理対策

県は国と連携しつつ、「沖縄県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成 27(2015)年 3 月改訂)に基づき、PCB 廃棄物の保管及び使用状況を把握するとともに、事業者に対して保健所への届出や適正保管等の指導を徹底します。PCB 廃棄物の処理については、高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 PCB 処理事務所で、低濃度 PCB 廃棄物は無害化処理認定施設等で、処理期限\*内に確実に適正に処理するため、関係機関と連携し、保管事業者等への周知、指導を行います。

##### ※PCB 廃棄物の処理期限

高濃度 PCB 廃棄物(廃 PCB 等及び廃変圧器等)：平成 30(2018)年 3 月 31 日(処分期間終了)

高濃度 PCB 廃棄物(上記以外の高濃度 PCB 廃棄物)：令和 3(2021)年 3 月 31 日(処分期間終了)

低濃度 PCB 廃棄物：令和 9(2027)年 3 月 31 日

#### 適正な保管の指導・保管及び処理状況の公表 [ 環境整備課 ]

各保健所で、PCB 廃棄物の保管事業者に対し、計画的に立入検査を行い、適正な保管、期限内の処理について指導を行います。また、保管及び処理等の状況を公表し、県民の理解に努めます。

#### 5.4.5 ダイオキシン類対策 [ 環境整備課 ]

##### (1) 一般廃棄物処理施設の対策

市町村の焼却施設のダイオキシン類対策については、今後も設備等の高度化や広域的な施設整備により、一層の低減化に向けた対策を推進していきます。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施される排ガス等のダイオキシン類濃度測定結果の報告による監視を行っていくとともに、基準値超過施設に対しては法律に基づく改善指導等の対応を行っていきます。

##### (2) 産業廃棄物処理施設の対策 [ 環境整備課 ]

産業廃棄物の焼却施設については、構造基準への対応状況、維持管理基準の遵守状況等に係る立入検査、排ガス等のダイオキシン類測定結果の徴取、その結果に基づく指導等を行っていきます。

なお、設置許可対象外の小型焼却施設を設置している産業廃棄物処理業者への立入検査も行っていきます。



#### 5.4.6 米軍基地の廃棄物対策

米軍基地から排出される廃棄物は、主に民間処理業者によって収集運搬や処分が行われています。

平成 26(2014)年度に米軍基地から排出された一般廃棄物の総量は 26,525 t でした。

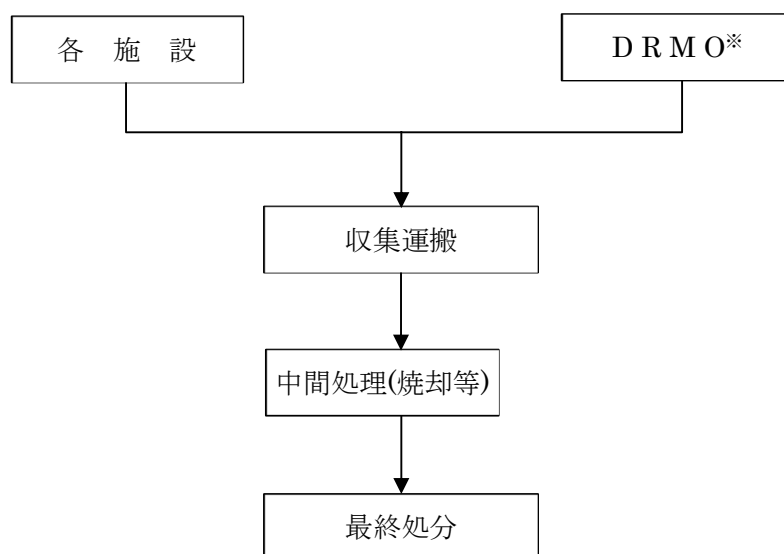
今後も、基地内の廃棄物等については、その排出抑制を図るとともに、分別を徹底することにより可能な限りリサイクルを推進し、廃棄物焼却施設等の整備を含め日米両政府の責任で適正に処理することについて、引き続き、基地所在市町村とも連携し、渉外知事会等あらゆる機会を通して在沖米軍基地及び国等に対し求めていきます。

##### (1) 連絡体制の構築 [ 環境整備課 ]

在沖米軍及び関係機関との連絡体制を構築し、リサイクルや適正処理などについて情報・意見交換に努めていきます。

##### (2) 情報公開及び立入検査 [ 環境整備課 ]

基地内にある廃棄物等の種類、数量、発生場所、保管方法、処理及び輸送計画等に関する情報の公開を求めていくとともに、環境への影響が懸念される事態が発生した場合、基地内の立入調査に適切な配慮が払われるよう、強く求めていきます。



※DRMO : Defence Reutilization and Marketing office Okinawa(財産処理販売事務所)

図 5.6 廃棄物の処理フロー

#### 5.4.7 海岸漂着物対策 [ 環境整備課 ]

近年、県内各地の海岸に、国内外からと思われる流木や漁具、廃ポリ容器等のごみ※が大量に漂着し、自然環境や漁業に多大な影響を及ぼしており、海岸景観の悪化は、観光資源としての価値の低下も招いています。これらの漂着物は、海岸管理者やボランティアにより回収が行われ、地元自治体が処理を行っていますが、恒常的に漂着してくることから、地域にとって大きな負担となっています。

県においては、海岸管理者として市町村への海浜清掃の委託や、主に海岸の清掃活動を行う団体で結成された「沖縄クリーンコーストネットワーク」を第十一管区海上保安本部、環境省那覇自然環境事務所、沖縄総合事務局等と連携し運営・支援を行うとともに、「ちゅら島環境美化条例」のもと、市町村、関係団体、NPO、地域住民と連携し、全県一斉清掃やごみ散乱防止啓発活動を行うことにより、海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発も行ってきました。

また、平成 21(2009)年の海岸漂着物処理推進法に基づく国の補助金を活用し、海岸漂着物対策事業を実施してきました。

今後も、海岸漂着物処理推進法に基づく国の支援を得ながら、関係機関や地元市町村との連携を図り、海岸漂着物対策に取り組んでいきます。

※環境省の「海岸漂着物流出防止ガイドライン(平成 25 年 3 月)」等において、漁具、流木・灌木、生活系ごみは典型的な海岸漂着物として取り扱っている。